

関東学院大学ハラスメント防止規程

(2008年6月26日制定)

(目的)

第1条 この規程は、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づき、関東学院大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの発生を防止するために必要な事項を定めることにより、大学の使命遂行にふさわしい環境の維持を図り、もって学生等及び教職員等の尊厳の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において本学構成員とは、次の者をいう。

(1) 学生等 大学院生、学部生、研究生、科目等履修生、公開講座の受講生等本学で教育を受け研究をする関係にある全ての者

(2) 教職員 専任、非常勤、臨時等を問わず、本学に就業する全ての教員及び職員（役員を含む。）

2 この規程において、ハラスメントとは、本学における就学、就労、教育、研究、課外活動その他あらゆる活動（以下この条において「本学における活動」という。）に関連して、本学構成員により行われた次の各号に掲げるものをいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント 次に掲げる行為

ア 性的な言動により、相手方（直接的に性的な言動等の相手方となった被害者に限らず、当該性的な言動等がなされた場面における全ての同席者（立会者を含む。）を含む。以下同じ。）に対し、不利益若しくは不快感を与え、又は本学における活動の環境を悪化させること。

イ 相手方の性的指向等に関して、その尊厳を傷つけるような言動をとること。

(2) ジェンダー・ハラスメント 社会的又は文化的に形成された性別や性差による性差別意識に基づきなされる行為

(3) マタニティ・ハラスメント 妊娠、出産、育児休業等に関しなされる次に掲げる行為

ア 妊娠又は出産したことを理由に、解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること。

イ 妊娠、出産又は育児に関する制度又は措置の利用等に関し、解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること。

ウ 妊娠、出産若しくは育児に関する制度若しくは措置を利用することを阻害し、又は利用したことを理由に嫌がらせをすること。

エ その他、妊娠又は出産した者に対して嫌がらせをすること。

(4) パタニティ・ハラスメント 配偶者（事実婚を含む。以下同じ。）の妊娠、出産若しくは育児に関する制度又は措置の利用又は配偶者の妊娠及び出産に伴う本人の当該制度又は措置の利用に関してなされる前号に掲げる行為

(5) ケア・ハラスメント 要介護家族のための介護に関しなされる次に掲げる行為

ア 介護を理由に、解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること。

イ 介護に関する制度又は措置の利用等に関し、解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること。

ウ 介護に関する制度若しくは措置を利用することを阻害し、又は利用をしたことを理由に嫌がらせをすること。

エ その他、要介護の家族を介護した者に対して嫌がらせをすること。

(6) パワー・ハラスメント 優越的な関係を背景として、就業又は学生生活活動上必要かつ相当な範囲を超えた言動、指導、処遇を行い、就労その他の意欲を減退させること、又は各種活動環境・業務環境等を悪化させる行為

(7) アカデミック・ハラスメント 優越的な関係を背景として、教育研究上必要かつ相当な範囲を超えた言動、指導等を行い、学習や研究の意欲を減退させること、又は学習環境・教育研究等を悪化させる行為

(8) その他のハラスメント 次に掲げる行為

ア 個人の尊厳又は人格を不当に傷つける社会的に許されない言動をすること（前各号に定めるものに準ずる程度と認められるものに限る。）。

イ 不当な差別、言動等により、勤務環境又は教育研究環境を悪化させること（前各号に定めるものに準ずる程度と認められるものに限る。）。

(本学構成員の責務)

第3条 本学構成員は、この規程及び別に定める「ハラスメント防止ガイドライン」に従い、ハラスメントを防止する責務を負う。

2 特に学生等を指導する立場にある教員又は職員を監督する地位にある管理職職員は、ハラスメントの防止を図り、ハラスメント問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(防止委員会)

第4条 ハラスメントを防止するため、別に関東学院大学ハラスメント防止委員会規程(以下「防止委員会規程」という。)の定めるところにより、本学にハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

(ハラスメント相談員)

第5条 ハラスメントに関する相談に応じるため、別に関東学院大学ハラスメント相談員規程の定めるところにより、本学にハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

(ハラスメント問題の申立て)

第6条 本学構成員の関わるハラスメント問題について、被害を受けたと主張する者は、防止委員会に対して次のいずれかの申立てを行うことができる。

(1) 通知の申立て 苦情のあることを被申立人に対して通知することを求めるもの

(2) 調停の申立て 当事者間での話し合いによる解決の仲介を求めるもの

(3) 調査及びこれに基づくハラスメント認定の申立て 防止委員会の下に設置されるハラスメント調査委員会による調査及びこれに基づくハラスメントの認定を求めるもの

2 申立ては、被害を受けたと主張する本人が、委員会に対して書面で行うものとする。ただし、学生の場合には、保証人を代理人として申立てを行うことができる。

3 申立てを行うことができる期限は、ハラスメントが最後に行われた時から1年以内とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

4 前項の規定は、離職した者又は学籍を失った者が在職中又は在籍中に受けたハラスメントについて準用する。

(申立ての取下げ)

第7条 申立人は、申立てを取り下げることができる。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号の手続において、防止委員会が被申立人に通知したとき。

(2) 前条第1項第3号の手続において、防止委員会がハラスメントの認定をしたとき。

2 防止委員会が申立人に対して申立てに係る事実関係の聴取その他ハラスメント問題の解決のために必要な事項を要請したにもかかわらず、申立人が正当な理由なくこれに応じなかった場合は、防止委員会は当該申立てが申立人により取り下げられたものとみなすことができる。

3 申立人により申立てが取り下げられたときは、前条第1項各号に定める手続は終了する。

(学長の任務)

第8条 学長は、防止委員会規程第5条第5項の規定による報告(ハラスメントと認定する報告に限る。)を受けた場合は、直ちに次の措置をとらなければならない。

(1) 被申立人が教員又は学生等の場合 被申立人の所属又は在籍する学部の教授会で処分等を審議し、及び審議結果を学長へ報告することを求めること。

(2) 被申立人が職員の場合 事務局長に処分等の検討を指示し、その結果を学長へ報告することを求めること。

2 学長は、前項の規定により教授会又は事務局長から報告があった場合は、当該報告を踏まえて、大学としての対応を決定するものとする。

3 学長は、防止委員会から防止委員会規程第5条第5項の規定による報告を受けた場合で、本学として対応をとる必要があると認めるときは、速やかに措置を講ずるものとする。

(相談者等の保護)

第9条 本学構成員は、ハラスメント問題に関して相談をしたこと、第6条第1項各号に定める申立てをしたこと、事実関係の証人になったこと等を理由として、相談者、申立人及び証人等に不利益な取扱いをしてはならない。

(防止委員会の委員及び相談員の注意義務)

第10条 防止委員会の委員及び相談員は、事情聴取、調停、調査等において、当事者、証人等の名誉、プライバシー等の人格権を侵害することのないよう、最大限の注意を払わなければならない。

(守秘義務等)

第11条 防止委員会の委員及び相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 本学構成員（当事者を含む。次項において同じ。）は、この規程で定められた手続きの過程で知り得た情報を漏洩してはならない。

3 前項の規定は、当事者が、法令等に定められた権利を行使するため前項の情報を利用することを妨げない。

4 防止委員会は、次の各号に該当する場合は、防止委員会が保持する資料及び録音データ（当事者及び証人から提出されたものを含む。）を防止委員会以外の第三者に提供することができる。

（1）当該事情聴取を受けた者の同意があるとき。

（2）裁判所、警察署等の公的機関から法令に基づく提供の求めがあったとき。

（3）本学が当事者となった裁判が係属し、防止委員会が決定したハラスメント認定の事実の有無や当否が争点となっている場合において、本学から提供の求めがあったとき。

(虚偽の申立て等の禁止)

第12条 本学構成員は、ハラスメントの相談、調停、調査に基づくハラスメント認定の申立て、事情聴取等に際し、虚偽の申立て及び証言をしてはならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント防止に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2008年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年6月3日から改正施行する。

附 則

この規程は、2013年2月14日に改正し、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年5月19日から改正施行する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年12月2日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年3月18日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年2月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2020年2月6日に改正し、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年3月1日に改正し、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年10月1日から改正施行する。